

令和8年度第1回岩手県消費生活審議会

日 時 令和8年6月1日（月）
10：00～10：47

場 所 県民生活センター 大ホール

【出席者】

○委員（五十音順）

相澤美奈委員、一條景子委員、小山田緑委員、菊地清晴委員、菊地洋委員、
工藤貴子委員、佐藤伸之委員、佐藤麻由委員、高橋昌造委員、船ヶ澤堅一委員、
古内保之委員、望月敦允委員、山下泰幸委員、若山壽浩委員

○事務局

西野文香環境生活部部长
尾形将敏県民くらしの安全課総括課長
佐々木一弘県民生活センター所長
高橋淳県民生活センター主幹兼次長

1 開 会

○尾形県民くらしの安全課総括課長

ただいまから令和8年度第1回岩手県消費生活審議会を開催いたします。

まず、本日は14名の委員に御出席いただいておりますので、岩手県消費生活条例第37条第2項の規定により当審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、県の情報公開制度により、この審議会の録音や会議録は公開となりますのでよろしく願いいたします。

2 あいさつ

○尾形県民くらしの安全課総括課長

それでは、開会に当たりまして、西野環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

○西野環境生活部長

環境生活部長の西野でございます。

今年度第1回の岩手県消費生活審議会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、そして、例年になく早く暑くなる中、岩手県消費生活審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、このたびの改選に当たりまして、快く委員を御承諾いただきまして、ありがとうございます。日頃から本県の消費者施策の推進につきまして御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

県では、これまで、消費者の利益の擁護、そして、増進に関する総合的な施策の推進を図り、県民の消費生活の安定及び向上に資するため、5年ごとに策定する消費者施策推進計画に基づき、取組を進めて参りました。

委員の皆様から御意見をいただき、昨年7月に策定した「岩手県消費者施策推進計画（2025～2029）」では、「消費者を取り巻く環境の変化に対応して消費者被害の防止と救

済に取り組み、安心して暮らすことができる岩手」を基本目標に掲げ、様々な施策を展開しているところです。

御案内のとおり消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、一人暮らし高齢者の増加、キャッシュレス決済、SNS等デジタル化の急速な進展により、大きく変化しており、様々な問題として毎日報道されているところです。県としましては、相談割合の多い高齢者や成年年齢引下げを踏まえた若年者への対応、地域のつながりを生かした見守り体制の構築等、環境変化に対応した施策を引き続き進めていきたいと考えています。

本日は、委員改選後の最初の会議ですので、会長の選任、会長職務代理者の指名及び紛争解決部会委員の指名をお願いするとともに、先程申し上げました昨年策定した「岩手県消費者施策推進計画」の概要や今年度の取組について御説明をさせていただくこととしております。委員の皆様には、様々な観点から御意見を賜りたいと存じます。

結びに、委員の皆様には、県民の消費生活の安定と向上のため、今後も、一層の御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

3 委員紹介

○尾形県民くらしの安全課総括課長

今回は委員の改選後の最初の会議でございますので、委員の皆様を御紹介申し上げます。

お手元の名簿に従い、委員の皆様を五十音順に御紹介いたします。

相澤美奈委員

一條景子委員

小山田緑委員

菊地清晴委員

菊地洋委員

工藤貴子委員

佐藤伸之委員

佐藤麻由委員

高橋昌造委員

武田哲委員、武田委員は本日欠席でございます。

船ヶ澤堅一委員

古内保之委員

望月敦允委員

山下泰幸委員

吉田敏恵委員、吉田委員は本日欠席でございます。

若山壽浩委員

以上 16 名でございます。よろしく願いいたします。

○尾形県民くらしの安全課総括課長

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

西野環境生活部長です。

佐々木県民生活センター所長です。

高橋県民生活センター主幹兼次長です。

私は、県民くらしの安全課総括課長の尾形でございます。よろしくお願いいたします。

4 議 事

(1) 会長の選出について

(2) 会長職務代理者の指名について

(3) 紛争解決部会委員の指名について

○尾形県民くらしの安全課総括課長

それでは、ただいまから、「4の議事」に入らせていただきます。

本日は、委員改選後、最初の会議でございますので、会長が選出されるまでの間、暫時、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議事の(1)、会長の選出でございますが、条例第36条第1項の規定によりまして、委員の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。

○船ヶ澤堅一委員

弁護士の望月敦允委員に会長をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○尾形県民くらしの安全課総括課長

ただ今、船ヶ澤委員から、望月委員をお願いしてはどうかという趣旨の御発言がございました。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○尾形県民くらしの安全課総括課長

皆様、御異議が無いようでございますので、会長は、望月委員をお願いしたいのですが、望月委員、よろしいでしょうか。

(望月委員了解)

○尾形県民くらしの安全課総括課長

それでは望月敦允委員が会長に選任されましたので、会長席にお移りいただきたいと思っております。

(望月委員、会長席へ移動)

○尾形県民くらしの安全課総括課長

条例第36条第2項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっております

ので、以降の進行につきましては、望月会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○望月会長

岩手弁護士会に所属しております弁護士の望月です。よろしくお願いいたします。

昨今の社会情勢の中で、巧妙化する特殊詐欺の話ですとか複雑な問題はいろいろあるところですし、高齢化が進んでおり、若年層の教育の問題等もあって、どうやっているいろいろな消費者被害を伝えていくのかという非常に難しい問題があるなど感じている部分と、あとサポートする側の相談員の体制というところも非常に重要なところだと思っていまして、そういったところも、この審議会を通じて、社会のためになるような施策につなげていければ良いなと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、議事録署名人の指名ですが、審議会の運営規程第 15 条第 2 項により、会長が指名することとなっています。山下委員と佐藤麻由委員を議事録署名人に指名しますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の(2)の会長職務代理者の指名であります。条例第 36 条第 3 項の規定により、会長が指名することとなっています。つきましては、古内委員を会長職務代理者に指名しますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の(3)の紛争解決部会委員の指名であります。条例第 38 条第 1 項の規定により、審議会に、紛争のあっせん及び調停並びに紛争の解決のための知事への助言に関する事項を処理させるため、紛争解決部会を置くこととなっております。この部会委員は、条例第 38 条第 2 項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、学識経験者、消費者代表及び事業者代表の中から、5 名の委員を指名いたします。消費者代表委員から吉田委員、事業者代表委員から佐藤麻由委員、学識経験者委員からは菊地洋委員、一條委員、それから、私の、以上 5 名を紛争解決部会委員として指名します。よろしくお願いいたします。なお、吉田委員は、本日欠席ですので、おって指名について、御本人へ連絡をいたします。

5 報 告

- (1) 岩手県消費者施策推進計画（2025～2029）について
- (2) 消費者施策に係る令和 8 年度の県の取組について

○望月会長

次に「5 報告」に移ります。岩手県消費者施策推進計画について事務局から説明願います。

○佐々木県民生活センター所長

岩手県消費者施策推進計画について御説明いたします。資料 1、A 4 横の資料を御覧願います。

計画は全部で 5 章の構成となっております。

まず、第 1 章につきましては、計画策定に当たりましての計画策定の趣旨、それから、

計画の位置付け及び計画期間について記載しております。

この計画は、岩手県消費生活条例に基づき、本県の具体的な消費者施策を総合的・計画的に進めることを目的として策定しておりまして、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画となっております。

次に、2ページを御覧ください。第2章につきましては、消費生活をめぐる現状と今後の課題について記載しております。

現状では、消費者を取り巻く社会環境の変化として、全国平均を上回って進行している本県の高齢化の状況ですとか、キャッシュレス決済、SNS等のデジタル化の急速な進展の影響などについて記載しております。

続いて、国における消費者行政の状況として、関係法令改正の状況や消費者基本計画の策定、消費生活相談のデジタル化に向けた状況などについて記載しています。

次に、本県の消費生活相談の現状といたしまして、相談件数が毎年9,000件台後半で推移していること、相談者は65歳以上の高齢者が3分の1ほどを占め、近年、SNSをきっかけとした消費者トラブルが増えていることなどを記載しています。

また、おとし夏に実施しました、希望郷いわてモニターを対象とした「消費生活に関する県民意識調査」の結果についても記載をしておりまして、概要につきましては、抜粋で記載しております。

これらの現状や現在の計画における取組の結果等を踏まえまして、「消費者事故の未然防止及び事業者への指導」、「消費者教育の推進」、「消費者被害の救済」及び「市町村関係機関等との連携・協働」の4つの課題を設定しております。消費者教育の推進につきましては、消費者のライフステージに応じた消費者教育を、消費者被害の救済では、昨今のデジタル化の進展に伴う消費者トラブルの増加や福祉関係部局と連携を密にした相談対応、地域の見守り活動の推進などについて記載しております。

続きまして、3ページを御覧ください。第3章は施策の方向について記載しております。

まずはじめに、基本目標となりますが、「消費者を取り巻く環境の変化に対応して、消費者被害の防止と救済に取り組み、安心して暮らすことができる岩手」と記載しております。

施策の方向につきましては、先ほど説明しました4つの課題ごとに整理しております。

1つ目は、「商品やサービスの安全確保及び消費者と事業者との取引の適正化」です。

商品やサービス自体の事故防止、安全確保に関しまして、販売事業者への監視指導や商品テストの結果、またはリコール等の商品事故の情報提供による注意喚起などを行っていくほか、日用品や食品等における適正な表示のための監視指導とか、契約取引の適正化推進のため、違反行為を行う事業者に対する指導なども必要に応じて行って参ります。

2つ目は、「消費者教育の推進」についてでございます。相談割合が高く、今後も被害の増加が懸念される高齢者、そして他の年代と比較して社会経験等が浅く、契約などにおいて被害の増加が懸念される若年者を対象とした事業に力を入れて参ります。具体的には、テレビ、ラジオ、情報紙などの多様な広報媒体を活用したり、学校、地域、家庭、職域など、様々な場を活用しまして、それぞれの世代やライフステージに合わせた

消費者教育の充実を図って参ります。また、デジタル化の進展に伴いまして、キャッシュレス決済の拡大、それからSNSをきっかけとした消費者トラブルの増加などにつきまして、契約の仕組みや情報モラル、悪質な事例への対処法など、セミナーなどで啓発して参ります。

3つ目ですが、「消費者被害の救済」についてでございます。消費生活相談員による電話・来所等での相談対応や円滑な対応のための相談員の資質向上、消費生活相談のデジタル化の取組の推進、弁護士会と連携をした多重債務弁護士相談など解決支援の取組を実施します。また、地域における高齢者等を見守り、被害防止や救済につなげる、消費者安全確保地域協議会の設置の働きかけも強化して参ります。

最後に4つ目ですが、「市町村・関係機関等の連携・協働」でございます。市町村の消費生活相談員を対象とした研修会の開催など、相談体制の充実に向けての支援を行うほか、必要に応じて弁護士会、警察、業界団体等との連携による問題の早期解決支援を図って参ります。

また、現在建設中の福祉・消費生活関連相談拠点施設になりますが、整備を通じまして、福祉相談部門との連携による相談体制の強化にも努めて参りたいと考えております。

続きまして、4ページを御覧ください。第4章は「施策の推進に向けた具体的取組と主要指標」でございます。

計画は、具体的施策について、2029年度までの数値目標を主要指標として定めることとしておりまして、主要指標につきましては、26の指標を設定しております。御覧いただいております表の右側ではそのうち、主なものを記載しておりますので、後ほど御覧ください。

最後に、第5章では計画の推進と進行管理について記載しております。

計画の実施状況につきましては、県のホームページにおいて随時公表することとしております。

説明は以上になります。

○望月会長

御説明ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

特段御意見がなければ進めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

では、報告の(1)については、以上となります。

次に、報告の(2)の消費者施策に係る令和8年度の県の取組について事務局から説明をお願いします。

○佐々木県民生活センター所長

それでは、資料の2、令和8年度の主な取組についての資料を御覧ください。

令和8年度の県の取組につきましては、先ほど説明しました計画に基づきまして、県民生活センターが中心になりまして、令和8年度に実施する主な事業となります。

表の一番上にあります、「解決力の向上」とは、消費者被害の救済という観点からの取組になります。また、「消費者力の向上」につきましては、消費者教育の推進という

観点からの取組となります。

まず、「解決力の向上」にかかる取組についてですが、一番上、「資質・能力向上」のところには、消費者見守り体制の促進として、増加する高齢者の消費者被害を防止するため、介護支援専門員ですとか、市町村職員などの見守り協力者向けの研修会を開催いたします。また、消費生活相談員の資質向上に向けて、スキルアップセミナーですとか、事例研究会を実施いたします。

次に、「消費者被害の救済」としまして、先月実施しましたが、5月の消費者月間に併せて実施した消費者 110 番ですとか、若年者消費者トラブルの解決支援として、専用ダイヤルを設定した弁護士無料相談「まてふおん」、また、県内各地で実施する多重債務者向けの弁護士無料相談を実施いたします。

その他、各法令等による事業者指導や交通事故相談を実施いたします。

次に、「消費者力の向上」ですけれども、一番上の「県民向け研修会等」につきましては、県民向けの消費生活セミナーとして、小学生親子を対象としたものですとか、エンカルに関するセミナーのほか、記載のとおり関係機関との共催・連携によるセミナーを開催いたします。

次に、「消費者教育の推進」としまして、大学や地域の自治会、老人クラブ等の要請によりまして、当センターの消費生活相談員が出向いて講座を開催するとともに、県教育委員会と連携して教員向けの研修会を実施いたします。また、今年度新規の取組となりますけれども、下線を引いてある箇所となりますが、最新の消費者トラブル事例の情報をパペット人形を使ったやりとりで発信しましたり、県警との共同イベントとなりますけれども、消費者被害・特殊詐欺被害防止の共同体験会を 11 月にイオンモール盛岡南で実施いたします。この際、ゴーグルタイプの VR 動画を活用しまして、トラブル事例につきまして臨場感ある疑似体験を考えております。

その他、「広報・啓発」としまして、テレビ、新聞、各種 SNS などの媒体を使った様々な啓発・情報発信を行って参ります。

以上、今年度の主な取組ですけれども、本日のせっかくの機会でございますので、今年度制作しました若者向けの SNS 用啓発広告とパペット人形を使った啓発のテレビ番組をこの後御覧いただきたいと思います。

(啓発テレビ番組を視聴)

○佐々木県民生活センター所長

今の動画につきましては、テレビ岩手、岩手朝日テレビの 2 局で放送することにしております。

(SNS 用啓発広告を視聴)

○佐々木県民生活センター所長

こちらにつきましては、SNS、フェイスブックとか、X (エックス)、インスタグラム、YouTube 等への広告になります。

○望月会長

御説明ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。時間に余裕がありますので、何か気になった点とかありましたら、御意見いただければと思います。

私からいくつかよろしいですか。計画はすでにできていますので、大枠のところの話ではないのですけれども、あいさつの際にも少しお話させていただいたんですが、今、特殊詐欺も含め問題が簡単に解決できない消費者被害が増えていると相談を担当していて感じる部分があります。

こういった中で、非常に相談員さんの負担が大きくなってきてると感じておりました。もちろん被害を受けている人へのケアはとても大事なことです。ただ、こちらの方は表舞台に出てくる場所でもありますから、意識を向けやすい部分であると思うのですけれども、そこを充実させていくためには、相談員の方の育成やケアが必要になってくるのではないかなと常々感じておりました。善し悪しはあると思うのですけれども、熟練の相談員さんたちは非常に頼りになり、弁護士より詳しい方がいらっしゃるのも把握しておりますし、頼りになる場面もあろうかと思います。そういう方々は、長年対応されてきた結果、身につけてきた部分があるかと思います。ただ、いつかはいずれ引退という場面が出てくると思うのですけれども、今の相談員さんたちのノウハウがちゃんと下の世代に引き継がれていくということが非常に大切であると感じております。新しい相談員さんたちを育成していくことを考えた時、相談員さんたちが1人で抱え込まないような環境が必要だと思います。相談員さんたちの世代交代という言い方をすると語弊があると思うのですけれども、継続的な支援をしていける体制といいますか、そういったところについてお考えがありましたら、お話いただけないでしょうか。

○佐々木県民生活センター所長

ありがとうございます。先生の御意見はごもっともな指摘でございます。相談員の資質向上につきましては、取り組みを進めておりまして、国民生活センターにおきましては相談員を対象とする多様な研修を開催している状況でございます。相談員につきましては、毎年複数回の研修を受講できるよう参加を勧奨しているところでございます。

県におきましても、県民生活センター及び市の相談員を対象にしまして、年10回、事例研究会を開催し、直近の消費者相談事例の解決方法に関する情報交換等を行っております。また、スキルアップセミナーとして、金融商品、住宅リフォーム、障がい者の相談対応等の専門分野の研修会を開催し、最新の知識を取得できるよう相談に向けての研修を実施するところでございます。

そういったことも踏まえまして、ベテランの相談員や新しい相談員の皆さんがスキルを身につけることができるよう取り組んでいるところでございます。

○望月会長

ありがとうございます。勉強会は非常に大切なことだと思いますし、これまでどおり続けていただく必要があると思っております。ただ、他方で、座学で学んだ知識がそのまますぐにスライドして現実に適用できるかといえは難しいのかなと思います。一條先

生も私も法律について一通り勉強してきたつもりではありますが、現実にはそれを使おうと思うとそんなに簡単ではありません。机上の空論になっている場面も多いという感じがありまして、本を読む、あるいは講義を聞くだけではないところのケアが個人的には必要なのではないかと感じております。例えば、簡単なところで言えば、こうなったら抱え込まないで弁護士にすぐに相談して良いとかですが、弁護士会側の対応がどうなっているかわからないところがあり、調整が必要かもしれませんが、そういった相談員さんたちがスムーズに動けるような、誰かと一緒にやっていく中で学習していけるところもあると思いますし、責任も軽くなっていく部分もあるかと思いますので、そういうチームとしてできるような方向性というものも 1 つ検討していただけないかと思っております。福祉のジャンルですと、困難事案をケースワーカーさんで集まって対応していると思うのです。他方、消費者関係は、横から見ていると、相談員さんが対応して、難しいと弁護士に投げてといった分業が進んでいるような印象をちょっと持っていきまして、弁護士にできる領域と相談員さんがわかってることが必ずしもイコールではないと思いますし、まして弁護士の方が優れているという話は全くないと思っています。そういった、お互いにフォローし合えるような体制を考えていけると良いなと感じておりました。こういったあたりも念頭に置いていただければと思います。

もう 1 点、なかなか若手の方を定着させて機能させていくのが難しいといったニュアンスの話を聞きますが、若い相談員さんたちの定着が難しい状態になっているとすると、待遇等いろいろと見直すべき課題はあると感じておりますので、そういったあたりにも目を向けていけるようになれば良いと思っております。

○佐々木県民生活センター所長

今のお話大変参考となりましたので、今後の相談活動に是非生かして参りたいと考えております。

○望月会長

よろしくお願いいたします。

その他、何かありますか。今回、委員の構成が大きく変わっており、過去、計画について議論されている方とそうでない方では把握している内容が違うこともあり、難しい部分もあるかと思いますが、せっかくですので、御意見とかありましたらよろしくお願いいたします。

船ヶ澤委員、お願いします。

○船ヶ澤堅一委員

先ほどのお話に重なりますけれども、私どもで受ける多重債務の相談はかなり多く、年間 1,000 件ぐらいお受けしています。冒頭にありましてとおりキャッシュレスの影響がかなりあり、借金が膨大になってから相談にいらっしゃるというケースが多いのですけれども、幸い、岩手弁護士会の皆様に協力いただいて、債務整理等して解決するところまでは割とスムーズにいくわけですけど、我々で今悩んでるのが、またやってしまうという再発の割合がものすごく最近高くて、破産して免責を受けた次の月に、また相

談に来るといったケースもざらでございます。どうしたら良いのか日々考えた時に、やはり最初の相談で、要はお金に関する教育といいますか、家計簿的な指導がものすごく大事だということを実感していきまして、相談員もそれを意識してやっているんですが、なかなか効果として出ていないというのが正直なところとしてあります。勉強会というお話もありましたけれども、皆様のやっているところで、意見交換をしながら、我々のレベルを上げていければと思っているので、是非、交流の機会等を与えていただければ非常にありがたいという意見がまず一つです。

あと、資料1で福祉・消費生活関連相談拠点施設の設立とありましたが、今、どういう進捗なのか、いつごろできそうなのか、私が把握できていなくて、お聞きできればと思います。

○高橋県民生活センター主管兼次長

福祉・消費生活関連相談拠点施設ですけれども、現在、建設工事を進めておりまして、令和9年度中の開設を予定しております。

○佐々木県民生活センター所長

あと、相談に関する協力関係につきましては、是非こちらからもよろしく願いいたします。

○望月会長

山下委員、お願いします。

○山下泰幸委員

県P連の山下です。今回から初めて参加させていただきます。まてのすけの映像をじっくり見させていただきました。私の率直な感想ですが、多重債務者はどんな気持ちでこの音楽とか、コミカルな感じの映像を見ているのだろうと思いました。本当に心を病んでいるのだろうなと思っていて、この啓発の映像は、その時に救いになるような雰囲気なのかと、映像を作る過程を知らないで勝手なことをしゃべっていますが、第一印象としてそう感じました。

よく消費者金融とかのCMでも、御利用は計画的にとか、多分その計画がわからないのだと思います。その計画って何だろうという形だと思いますし、あとは、悩んだら相談してくださいというところも、おそらく本人たちは悩んでいないで、結構、楽観的なのだと思います。あっちから借りれば良い。こっちから借りれば良い。最後はどうにかしてもらえるみたいな、全く当事者意識がないというか、本当に大変なことになっているという意識を持っていただけるような教材とか、何かそういったものがあれば良いのではないのかと思いました。よく学校現場で子供たちに走るなというのと走ると。なので、何かやって欲しいことをメッセージにしていければ良いのかなと私なりに今考えていきまして、何か良い言葉がないかと思ったんですが、まずはお金がないときには買わないでねとか、無理しないでねとか、何ていうのですかね、ちゃんと言葉としてまとまっていないですけど、基本的な本当に当たり前のこと、やって欲しいことをメッセージに

して発信していけば効果が出てくると思います。どうしてもいじめ問題に対しても、どんな審議会に行っても、事後の対応を結構考えるのですけれども、未然に少しでも減らせるようにできれば良いなと思っているところです。1回目だったので、過程を知らずに話をしてしまって、失礼なところもあったかもしれませんが、率直な意見でした。

○佐々木県民生活センター所長

御意見ありがとうございます。とても参考になりました。先ほどのパペットの啓発番組につきましては、この後、3つぐらい作る予定がありますので、その際には是非、今の御意見を踏まえまして考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○望月会長

菊地委員、よろしくお願いします。

○菊地洋委員

今回から初めて参加します岩手大学教育学部の菊地でございます。

今の質問にもあったのですけれど、金融教育に関しては、2022 年からかなり強化されて、特に高校の家庭科で自分の所得に応じてどうするのか、もしくは所得をどう増やしていくのかという話が入ってきています。その中で、審議会はどう対応するのかということもあるのですが、質問させていただきたいのは、金融教育という側面で、例えば、消費生活センターがどう関わっているのかというところで、例えば、出前教室などという形で、特に高校でどう対応されているのか御質問させていただきたいのですけれども。

○大坊県民生活センター専門幹

御質問ありがとうございます。金融教育につきましては、高校が授業の一環として、金融教育を行う学校も増えておりまして、昨年度ですと 66 回、学校から依頼がありまして、うちと日銀盛岡支店さんで行っている金融教育の講師派遣を全国にある金融経済教育推進機構という J－F L E C という団体をお願いして、授業をやっております。

今年度からは、学校が直接 J－F L E C に講師派遣を依頼するというような仕組みになっております。

そういったことで、大分、県内の高校でも、授業の中で金融教育というものを取り入れてやったださっております。

○菊地洋委員

ありがとうございます。自分の所得とか将来の所得の中で、どのような生活をするのか、若しくは所得をどう増やしていくのか、あと、お金との向き合い方で自分の所得の中で何を買うのか、そういうふうな家計の把握ですね、どこまでだったら、物を買えるのか買えないのかも含めた金銭感覚というものをどう養っていくのかということはすごく重要でして、そこが十分わかっていないまま社会に出ていくから、自分の所得以上にいろいろなものを買ってしまって多重債務になる。最近は、そのお金が見える化していなくて、電子マネー、P a y P a y とかいろんなものになってしまってる以上、自分

の所得以上に物を買ってしまうとか、私たちと今の子供たちでは、金銭感覚も全く違いますから、その中で、お金というものと、自分の消費行動をどう学ばせるのか、理解させるのかということはすごく重要だと思っていますので、そこらへんも含めて、何か皆さんでできることがないか考えなければいけないと思っています。

○望月会長

いろいろ御意見ありがとうございました。皆様の意見は、内容的には共通している要素があると感じる部分がありまして、軽いノリで動いているのではないかと、再発するのではないかと、その根底には教育が足りていないのではないかとこのところがあるかと思っています。この会議が始まる前に、山下委員とも少しお話しさせてもらったのですが、やはり前提となる教育という金融に関する知識をしっかり持たなければ、多重債務の段階でどれだけ対処したとしても新たな被害が生まれて、もう傷口自体を直すことはできないと思うので、その流れ出ている血を拭き取るだけではきりが無いと思います。その前段のところの教育というものは本当に重要であると感じております。

再発が多いことは、弁護士も非常に感じるところでして、同じ方が来るのですけれど、多分、その原因の1つが、例えば破産手続で解決する場合だと、皆さんがイメージされているよりもはるかに簡単に終わっていくんです。正直、何の痛みもなく終わるといってもいいぐらいな状態がありまして、果たして、この制度で本当に良いのかなと実際使ってる側が言うのも恐縮なのですけれども、感じる場面は非常に多くあります。ただ、弁護士の役割とかを考えていった時に、それぞれができる部分というのはやはり限界があり、そういう意味でいうと福祉のチームのように対応して、しっかり教育して、事の重大さを伝えられるような仕組みになっていくと非常に良いのかなと思っていました。

お時間だと思いますので、進めさせていただきます。いろいろ御意見ありがとうございました。

6 その他

○望月会長

次に、「6 その他」に移ります。事務局から何かありますか。

○高橋県民生活センター主管兼次長

今回の審議会ですけれども、11月から12月頃の開催を予定しております。岩手県消費者施策推進計画（2025～2029）の令和7年度評価について御審議いただきたいと存じます。時期が近づきましたら改めて御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

○望月会長

ありがとうございました。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

ほかに委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。皆様御協力ありがとうございました。

7 閉 会

○尾形県民くらしの安全課総括課長

望月会長ありがとうございました。

本日いただきました御意見等につきましては、今後の取組の検討であるとか、日々の消費者行政の取組の推進のために使わせていただきまして、さらに、消費者行政の推進を図って参りたいと思いますので、引き続き、御指導等を賜ればと思います。

それでは、これをもちまして、令和8年度第1回岩手県消費生活審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。